

公益財団法人東京 2025 世界陸上財団
契約・調達案件等に係る理事会への付議基準

令和6年4月1日
理事会決定

(目的)

第1条 公益財団法人東京 2025 世界陸上財団（以下「当法人」という。）が行う契約・調達案件等について、当法人の理事会への付議基準を定め、もって当法人における意思決定手続きの簡素化、迅速化及び明確化を図ることを目的とする。

(付議事案)

第2条 下表の契約・調達案件等に係る契約締結（契約先及び契約金額の決定等）にあたっては、事前に理事会の決議を得なければならない。ただし、事務総長が、緊急を要し、理事会を開催する時間的な余裕がないと認める場合等には、事後に理事会に報告するものとする。

区分	審査対象
工事請負、委託、買入れ、借入れ、売払い、貸付け及びその他	予定価格 2億円以上
収入案件（スポンサー契約関係）	全件

2 前項にかかわらず、重要と認められる契約・調達案件（収入案件を含む）については、理事会に付議することができる。

(付議手続き)

第3条 各部長（室長を含む。以下同じ）は、前条に基づき、理事会に付議すべき事案があるときは、理事会の事務局に対し、当該事案の理事会への付議を求めるものとする。

2 各部長は、前条に定める事案に該当しないものであっても、理事会に付議することが相当と認められる事案があるときは、理事会の事務局に対し、当該事案の理事会への付議を求めることができる。

3 各部長は、理事会の事務局に対して、あらかじめ理事会付議事案の該否に関する事務局の意見を得た上で、当該付議事案に係る資料を作成し、提出しなければならない。

(委任)

第4条 本基準の実施に関して必要な事項は、理事会運営規程 16 条に規定する理事会事務局が定める。

附 則

本基準は、令和5年7月4日から施行する。

附 則

本基準は、令和6年4月1日から施行する。